【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月24日提出

【計算期間】 第10特定期間(自 2025年1月28日至 2025年7月25日)

【ファンド名】 ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)

【発行者名】 三菱UFJアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 横川 直

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-4223-3037

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。 信託金の限度額は、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

101 1177 75.75				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
		株式		
	国内		MMF	
単位型		債券		インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産		特殊型
	内外	()	ETF	()
		資産複合		

属性区分表

禹性区分表						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	区欠州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				その他
属性		(中東)				()
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(株式 一						
般))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源 泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していま す。

商品分類の定義

回回リ状の	ん我	
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後
追加型		の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ
		従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
地域		に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証
		券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の
		記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資
		産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨
		の記載があるものをいいます。
独立区分	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運
	ネージメント・ファン	営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ド)	
	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運
	ザーブ・ファンド)	営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令
		480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託
		ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
		の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨
		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起す
		ることが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記
		載があるものをいいます。
나타다	(4) カルラトロコンナート ナルンタ /デュナイナカ	今が守める「帝皇公叛に関する世針」を其に禾託今社が佐成したもの

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもの です。

属性区分の定義

			1
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをい
資産			います。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるものをいいます。

_		_	有個証券報告書(内国投資信託)
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのも のをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものを
		→上/主	いいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する る旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	
		この心質力	資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別
		属性	して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を
			投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付
			債、ハイイールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象と
			する旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性とし
	7 € 1 ☆ + 17	1 / *	て併記します。
	不動産投	初音	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載 があるものをいいます。
	その他資		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以
		₹ <i>1</i> ±	外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	 ì	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
		•	るものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい
			います。
	年 2 回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい
	- 4 -		います。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをい
	年6回((原日)	います。 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをい
	700(19973 /	います。
	年12回(毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
			ものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいい
			ます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象	グローバ	バル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域			源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資
	1071		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	区欠州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
			産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くア
			ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま
			す。
	オセアニ	ア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の恣意を源見しまる場合は対象を表現します。
	中南米		域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の
	中角不		情 記 別 試 に の い
	アフリカ	1	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		•	の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東 (中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の
			資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

		有価証券報告書(内国投資信託
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場
		合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいい
		ます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
3222777.0.		にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資
		するものをいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関
	ファンズ	する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい
		います。
為替ヘッジ	本 ロ	にはす。 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
何百ハック	ر· ر <i>ق</i>	替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	+>1	
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある
		ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいま
)		す。
対象イン	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す
デックス		旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す
		旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目
		指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
		的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指
		す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償
		還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等
		の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記
		載があるものをいいます。
	ロング・ショート	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求
		を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求
		を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該
		当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものを
	60 51 CD 14 1 40 1/2 /	いいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

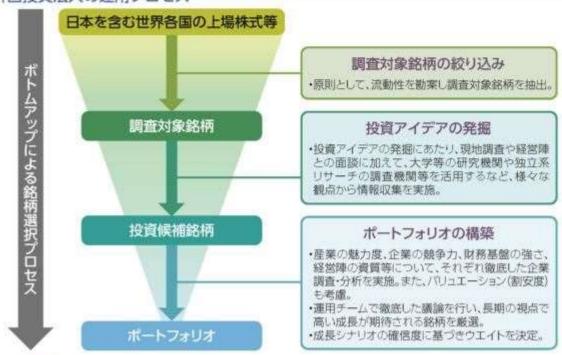
ファンドの特色



長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。

- 外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
- DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。 株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
- 投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に捉われずに、個別企業に対する独自の 調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を 行います。

■外国投資法人の運用プロセス



- 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 受託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。 (https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

【出所】ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成



外国投資法人の運用は、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが 行います。

- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは、 英国の独立系運用会社であるベイリー・ギフォード &カンパニーの100%子会社であり、英国外の お客様に対して資産運用・助言サービスを提供する ための会社です。
- ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に 創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する 資産運用会社です。

Baillie Gifford[®]



原則として、為替ヘッジは行いません。

● 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



毎月の決算日(毎月25日(休業日の場合は翌営業日))の前営業日の基準 価額に応じた分配を目指します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 原則として、決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。 ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日に かけて基準価額が急激に変動し、以下に記載された分配金額が分配対象額を超える 場合等には、当該分配金額としないことや分配を行わないことがあります。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
- 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- 基準価額の値上がりにより、分配金の支払い準備のために用態していた資金を超える分配金テーブルに該当することによって資金が不足する場合等は、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- 上記表に記載された基準価額および分配金額は、予想に基づくものであり、将来の運用の成果を保証または 示唆するものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

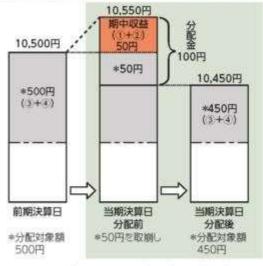


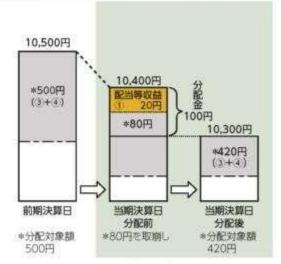
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ②収益調整金です。
 - 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合

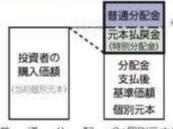




- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留置ください。
- 分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として 支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる 分配対象額となります。
- 収益 調整 金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないよう にするために設けられた勘定です。
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

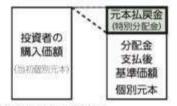
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



並元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。

また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税 扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別

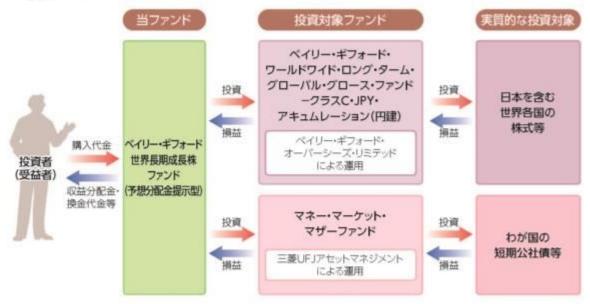
元本仏庆並(特別方配金/ 領別元本を下回る部方からの方配金で9。方配後の投資者の個別元本は、元本仏庆並(特別 分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲[手続・手数料等]の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ファンドの仕組み・

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に 投資するしくみです。



■主な投資制限

株式への投資 株式への直接投資は行いません。 投資信託証券への投資 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 外貨建資産への投資 外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2021年1月19日 設定日、信託契約締結、運用開始

2021年4月24日 信託期間を2029年1月25日までから2039年1月25日までに変更

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金 の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

投資対象ファンド

投資 損益

委託会社(委託者) 三菱UFJアセットマネジメント株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社と
「信託契約」	しての業務に関する事項、受益者に関する事項
	等が定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に
	関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届
	け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の
	内容等が定められています。

委託会社の概況(2025年7月末現在)

・金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金 2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合

併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を

三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投

信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会

社に変更

・大株主の状況

> \ \			
株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建ての投資信託証券(クラスC・JPY・アキュムレーション)への投資を通じて、主として日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

外国投資法人の投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、世界株式において長期の実績を有する「ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー」の100%子会社である「ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド」が運用を行う「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド」の円建ての投資信託証券(クラスC・JPY・アキュムレーション)を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としているこ

とを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に 掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形
 - 八. 金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- 1.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1. 預金
- 2 . 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

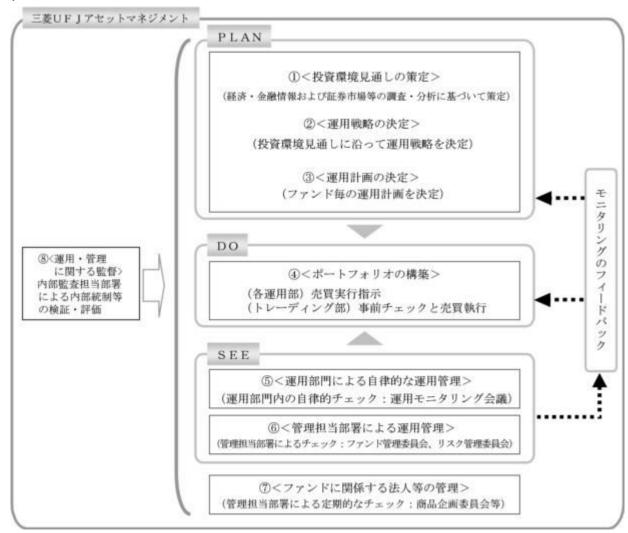
形態	アイルランド籍・外国投資法人
投資運用会社	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド
投資態度	・日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)への投資を通じて、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。また、他国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等についても投資を行いません。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年率0.055%以内(管理等にかかる費用)
その他の費用・ 手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年2月1日
決算日	毎年9月30日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。 詳細については、「4手数料等及び税金 (3)信託報酬等」をご参照ください。

マネー・マーケット・マザーファンド		
形態	証券投資信託	
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	
	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。	
投資態度	なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合が	
	あります。	
主な投資対象	わが国の公社債等	
主な投資制限	 ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 	
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。	
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。	

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年 5 月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見 通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指 示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買 の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っている かどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな

是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

ファンドに関係する法人等の管理

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間 は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配 対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用 を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借 り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落によ</u>り損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替 変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により 取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が 出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な 価格での取引となる場合があります。

カントリー・リスク

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への 投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を 含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けること により、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性 の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から 独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管 理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策 を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の 状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

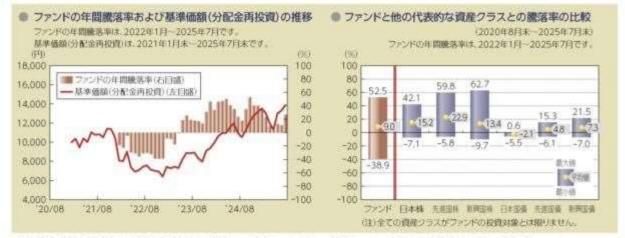
内部監查担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

- < 投資対象ファンド(国内投資信託を除く)の信用リスク管理方法> 投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会 が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。
- *組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- -基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間獲落率とは、各月末における直近1年間の機落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した。 年間騰落率とは異なる場合がおります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに 投資対象としての機能性を育するマーケット・ペンチマークで、浮動株ペースの時価総割 加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は 商標は、株式会社、IPX総研又は株式会社、IPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的 財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ 及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利は、IPXが有します。
先進困株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA BPI 国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチをコンサルティンプ株式会社が発表しているわが国の代表的な国債バフォーマンスインデックスで、NOMURA BP (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界協債インデックス (除く日本)	FTSE世界箇債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のかを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または選延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCは、帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ エルエルシーが算出し公表している指数で、調地通貨建てのエマージング優市場の 代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング優のうち、投資規制の有無や 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰慮します。

(注)弱外の指数は、為熱ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、 分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数 料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.5895% (税抜1.4450%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

THO INAMES TO SELECT ON THE SECOND OF THE SE				
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容		
委託会社	0.795%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等		
販売会社	0.620%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購 入後の情報提供等		
受託会社	0.030%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等		

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

・投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬 委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年0.495%以内が支払われ ます。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年1.6445%(税込)程度

(注)上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出した ものです。ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬率には消費税等相当額はかかりませ ん。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グロー	
バル・グロース・ファンド - クラスC・JPY・アキュムレーショ	年0.055%以内
ン	
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、諸費用が別途かかります。 申込手数料はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、

借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産

- 中から支弁します。 ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時
- 託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要すび外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等 を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績 は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償 還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されませ

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源 泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されま せん。)・申告分離課税を選択することもできます。

2 . 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課 税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税 0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場 株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益 通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制 度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償 還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税 0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制 度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合が あります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一 ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年1月28日~2025年7月25日)における 当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.65%	1.59%	0.06%

(比率は年率、表示析数未満四捨五入)

- ※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- ※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
- ※投資先ファンドの費用については、投資先運用会社の判断に基づき、②その他費用に含めています。
- ※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)】

(1)【投資状況】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資証券	アイルランド	8,871,141,830	98.52
親投資信託受益証券	日本	10,038	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		133,305,764	1.48
純資産総額		9,004,457,632	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルラ ンド		ベイリー・ギフォード・ワールドワ イド・ロング・ターム・グローバ ル・グロース・ファンド - クラス C・JPY・アキュムレーション	2,366,979.236	3,742.52	8,858,481,732	3,747.8748	8,871,141,830	98.52
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,822	1.0220	10,038	1.0220	10,038	0.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98.52
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.52

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準 (1万口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(2021年 1月25日)	3,177,176,697	3,177,176,697	10,223	10,223
第2計算期間末日	(2021年 2月25日)	11,091,332,969	11,091,332,969	10,328	10,328
第3計算期間末日	(2021年 3月25日)	14,831,516,078	14,831,516,078	9,697	9,697
第4計算期間末日	(2021年 4月26日)	17,897,482,646	17,897,482,646	10,002	10,002
第5計算期間末日	(2021年 5月25日)	18,293,550,143	18,293,550,143	9,620	9,620
第6計算期間末日	(2021年 6月25日)	20,752,942,173	20,947,201,085	10,683	10,783
第7計算期間末日	(2021年 7月26日)	21,251,095,855	21,448,749,547	10,752	10,852
第8計算期間末日	(2021年 8月25日)	18,874,291,596	19,054,580,675	10,469	10,569
第9計算期間末日	(2021年 9月27日)	17,514,521,964	17,678,983,234	10,650	10,750
第10計算期間末日	(2021年10月25日)	17,310,947,109	17,467,875,111	11,031	11,131
第11計算期間末日	(2021年11月25日)	15,148,946,867	15,432,181,902	10,697	10,897
第12計算期間末日	(2021年12月27日)	13,993,143,156	13,993,143,156	9,821	9,821
第13計算期間末日	(2022年 1月25日)	11,988,310,211	11,988,310,211	7,967	7,967
第14計算期間末日	(2022年 2月25日)	10,566,741,032	10,566,741,032	7,013	7,013
第15計算期間末日	(2022年 3月25日)	12,030,078,018	12,030,078,018	8,003	8,003

第16計算期間末日 (2022年 4月25日) 11,138,963,373 11,138,963,373 7,358 第17計算期間末日 (2022年 5月25日) 9,185,211,031 9,185,211,031 6,047 第18計算期間末日 (2022年 6月27日) 10,198,772,839 10,198,772,839 6,672 第19計算期間末日 (2022年 7月25日) 11,097,112,628 11,097,112,628 7,273 第20計算期間末日 (2022年 8月25日) 10,706,046,494 10,706,046,494 7,022 第21計算期間末日 (2022年 9月26日) 10,029,067,764 10,029,067,764 6,614 第22計算期間末日 (2022年10月25日) 9,909,356,522 9,909,356,522 6,585 第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 4月25日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	7,358 6,047 6,672 7,273 7,022 6,614 6,585 6,540 6,206 6,764 6,897 6,746
第18計算期間末日 (2022年 6月27日) 10,198,772,839 10,198,772,839 6,672 第19計算期間末日 (2022年 7月25日) 11,097,112,628 11,097,112,628 7,273 第20計算期間末日 (2022年 8月25日) 10,706,046,494 10,706,046,494 7,022 第21計算期間末日 (2022年 9月26日) 10,029,067,764 10,029,067,764 6,614 第22計算期間末日 (2022年10月25日) 9,909,356,522 9,909,356,522 6,585 第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 4月25日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,672 7,273 7,022 6,614 6,585 6,540 6,206 6,764 6,897
第19計算期間末日 (2022年 7月25日) 11,097,112,628 11,097,112,628 7,273 第20計算期間末日 (2022年 8月25日) 10,706,046,494 10,706,046,494 7,022 第21計算期間末日 (2022年 9月26日) 10,029,067,764 10,029,067,764 6,614 第22計算期間末日 (2022年10月25日) 9,909,356,522 9,909,356,522 6,585 第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	7,273 7,022 6,614 6,585 6,540 6,206 6,764 6,897
第20計算期間末日 (2022年 8月25日) 10,706,046,494 10,706,046,494 7,022 第21計算期間末日 (2022年 9月26日) 10,029,067,764 10,029,067,764 6,614 第22計算期間末日 (2022年10月25日) 9,909,356,522 9,909,356,522 6,585 第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	7,022 6,614 6,585 6,540 6,206 6,764 6,897
第21計算期間末日 (2022年 9月26日) 10,029,067,764 10,029,067,764 6,614 第22計算期間末日 (2022年10月25日) 9,909,356,522 9,909,356,522 6,585 第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,614 6,585 6,540 6,206 6,764 6,897
第22計算期間末日 (2022年10月25日) 9,909,356,522 9,909,356,522 6,585 第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,585 6,540 6,206 6,764 6,897
第23計算期間末日 (2022年11月25日) 9,825,904,737 9,825,904,737 6,540 第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,540 6,206 6,764 6,897
第24計算期間末日 (2022年12月26日) 9,234,829,122 9,234,829,122 6,206 第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,206 6,764 6,897
第25計算期間末日 (2023年 1月25日) 9,992,606,202 9,992,606,202 6,764 第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,764 6,897
第26計算期間末日 (2023年 2月27日) 10,158,159,321 10,158,159,321 6,897 第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,897
第27計算期間末日 (2023年 3月27日) 9,850,310,313 9,850,310,313 6,746 第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	
第28計算期間末日 (2023年 4月25日) 10,163,322,503 10,163,322,503 7,063 第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	6,746
第29計算期間末日 (2023年 5月25日) 10,356,443,176 10,356,443,176 7,350	
	7,063
第20社等期間主日 /2022年 6日26日〉 44 407 704 202 44 407 704 202	7,350
第30計算期間末日 (2023年 6月26日) 11,427,701,333 11,427,701,333 8,236	8,236
第31計算期間末日 (2023年 7月25日) 11,481,157,852 11,481,157,852 8,356	8,356
第32計算期間末日 (2023年 8月25日) 11,006,898,167 11,006,898,167 8,135	8,135
第33計算期間末日 (2023年 9月25日) 10,378,219,294 10,378,219,294 7,778	7,778
第34計算期間末日 (2023年10月25日) 10,044,783,800 10,044,783,800 7,577	7,577
第35計算期間末日 (2023年11月27日) 11,072,215,040 11,072,215,040 8,496	8,496
第36計算期間末日 (2023年12月25日) 10,726,809,646 10,726,809,646 8,735	8,735
第37計算期間末日 (2024年 1月25日) 11,131,523,658 11,131,523,658 9,200	9,200
第38計算期間末日 (2024年 2月26日) 11,721,222,854 11,721,222,854 9,991	9,991
第39計算期間末日 (2024年 3月25日) 11,355,172,928 11,467,280,338 10,129	10,229
第40計算期間末日 (2024年 4月25日) 10,682,009,274 10,682,009,274 10,107	10,107
第41計算期間末日 (2024年 5月27日) 11,707,263,595 11,817,693,279 10,602	10,702
第42計算期間末日 (2024年 6月25日) 11,280,580,028 11,384,980,588 10,805	10,905
第43計算期間末日 (2024年 7月25日) 10,172,603,098 10,270,884,100 10,351	10,451
第44計算期間末日 (2024年 8月26日) 9,612,496,244 9,612,496,244 9,826	9,826
第45計算期間末日 (2024年 9月25日) 9,561,169,288 9,561,169,288 9,826	9,826
第46計算期間末日 (2024年10月25日) 9,937,306,502 10,030,857,636 10,622	10,722
第47計算期間末日 (2024年11月25日) 10,023,278,736 10,201,658,497 11,238	11,438
第48計算期間末日 (2024年12月25日) 9,592,113,785 9,761,371,229 11,334	11,534
第49計算期間末日 (2025年 1月27日) 9,644,060,381 9,811,844,563 11,496	11,696
第50計算期間末日 (2025年 2月25日) 9,289,650,333 9,456,919,592 11,107	11,307
第51計算期間末日 (2025年 3月25日) 8,457,339,209 8,457,339,209 10,083	10,083
第52計算期間末日 (2025年 4月25日) 6,733,742,242 6,733,742,242 9,023	9,023
第53計算期間末日 (2025年 5月26日) 8,657,556,826 8,741,166,064 10,355	10,455
第54計算期間末日 (2025年 6月25日) 8,724,931,813 8,807,515,890 10,565	10,665
第55計算期間末日 (2025年 7月25日) 9,026,297,076 9,188,440,055 11,134	11,334
2024年 7月末日 9,740,646,395 9,888	
8月末日 9,304,645,011 9,491	

		131141411173	
9月末日	9,823,045,748	10,112	
10月末日	10,113,020,182	10,845	
11月末日	9,917,528,102	11,201	
12月末日	9,585,905,330	11,332	
2025年 1月末日	9,604,593,704	11,459	
2月末日	9,123,663,624	10,895	
3月末日	8,431,204,482	10,014	
4月末日	6,980,188,450	9,420	
5月末日	8,961,088,116	10,722	
6月末日	8,915,859,471	10,874	
7月末日	9,004,457,632	11,146	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	P
第2計算期間	P
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	100円
第7計算期間	100円
第8計算期間	100円
第9計算期間	100円
第10計算期間	100円
第11計算期間	200円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0P:
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0P:
第28計算期間	0F

第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円
第35計算期間	0円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円
第39計算期間	100円
第40計算期間	0円
第41計算期間	100円
第42計算期間	100円
第43計算期間	100円
第44計算期間	0円
第45計算期間	0円
第46計算期間	100円
第47計算期間	200円
第48計算期間	200円
第49計算期間	200円
第50計算期間	200円
第51計算期間	0円
第52計算期間	0円
第53計算期間	100円
第54計算期間	100円
第55計算期間	200円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.23
第2計算期間	1.02
第3計算期間	6.10
第4計算期間	3.14
第5計算期間	3.81
第6計算期間	12.08
第7計算期間	1.58
第8計算期間	1.70
第9計算期間	2.68
第10計算期間	4.51
第11計算期間	1.21
第12計算期間	8.18

有価証券報告書(内国投資信託	
18.87	第13計算期間
11.97	第14計算期間
14.11	第15計算期間
8.05	第16計算期間
17.81	第17計算期間
10.33	第18計算期間
9.00	第19計算期間
3.45	第20計算期間
5.81	第21計算期間
0.43	第22計算期間
0.68	第23計算期間
5.10	第24計算期間
8.99	第25計算期間
1.96	第26計算期間
2.18	第27計算期間
4.69	第28計算期間
4.06	第29計算期間
12.05	第30計算期間
1.45	第31計算期間
2.64	第32計算期間
4.38	第33計算期間
2.58	第34計算期間
12.12	第35計算期間
2.81	第36計算期間
5.32	第37計算期間
8.59	第38計算期間
2.38	第39計算期間
0.21	第40計算期間
5.88	第41計算期間
2.85	第42計算期間
3.27	第43計算期間
5.07	第44計算期間
0.00	第45計算期間
9.11	第46計算期間
7.68	第47計算期間
2.63	第48計算期間
3.19	第49計算期間
1.64	第50計算期間
9.21	第51計算期間
10.51	第52計算期間
15.87	第53計算期間
2.99	第54計算期間

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) 第55計算期間 7.27

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,107,722,866		3,107,722,866
第2計算期間	7,649,882,361	18,485,872	10,739,119,355
第3計算期間	4,635,405,906	79,583,727	15,294,941,534
第4計算期間	2,676,799,590	78,369,225	17,893,371,899
第5計算期間	1,252,754,780	129,273,092	19,016,853,587
第6計算期間	757,540,301	348,502,622	19,425,891,266
第7計算期間	1,041,715,425	702,237,467	19,765,369,224
第8計算期間	348,733,871	2,085,195,142	18,028,907,953
第9計算期間	264,966,684	1,847,747,627	16,446,127,010
第10計算期間	293,060,443	1,046,387,246	15,692,800,207
第11計算期間	316,334,817	1,847,383,228	14,161,751,796
第12計算期間	783,375,095	696,733,718	14,248,393,173
第13計算期間	1,120,283,945	321,827,473	15,046,849,645
第14計算期間	344,125,291	322,654,254	15,068,320,682
第15計算期間	126,943,395	163,315,074	15,031,949,003
第16計算期間	205,477,187	99,190,770	15,138,235,420
第17計算期間	126,751,461	76,399,368	15,188,587,513
第18計算期間	226,964,440	130,590,343	15,284,961,610
第19計算期間	71,182,159	97,991,931	15,258,151,838
第20計算期間	52,243,822	64,773,248	15,245,622,412
第21計算期間	21,231,746	103,114,062	15,163,740,096
第22計算期間	32,781,287	147,010,880	15,049,510,503
第23計算期間	31,718,702	55,994,693	15,025,234,512
第24計算期間	12,711,675	156,774,340	14,881,171,847
第25計算期間	48,036,343	155,012,963	14,774,195,227
第26計算期間	58,452,510	104,454,543	14,728,193,194
第27計算期間	26,569,662	153,396,388	14,601,366,468
第28計算期間	9,233,688	221,504,676	14,389,095,480
第29計算期間	5,975,278	305,311,777	14,089,758,981
第30計算期間	67,075,371	281,482,366	13,875,351,986
第31計算期間	40,469,288	176,491,976	13,739,329,298
第32計算期間	42,596,650	252,015,036	13,529,910,912
第33計算期間	19,437,166	206,533,785	13,342,814,293
第34計算期間	8,398,433	94,254,093	13,256,958,633
第35計算期間	47,183,612	271,700,160	13,032,442,085
第36計算期間	17,973,562	769,807,390	12,280,608,257
第37計算期間	7,183,337	188,413,477	12,099,378,117

I .			
第38計算期間	3,960,020	372,099,269	11,731,238,868
第39計算期間	4,592,181	525,090,009	11,210,741,040
第40計算期間	25,196,251	666,619,370	10,569,317,921
第41計算期間	960,194,264	486,543,702	11,042,968,483
第42計算期間	17,030,806	619,943,254	10,440,056,035
第43計算期間	16,909,604	628,865,350	9,828,100,289
第44計算期間	72,850,099	118,442,843	9,782,507,545
第45計算期間	35,041,109	87,243,042	9,730,305,612
第46計算期間	12,556,102	387,748,243	9,355,113,471
第47計算期間	33,848,429	469,973,842	8,918,988,058
第48計算期間	69,008,189	525,124,006	8,462,872,241
第49計算期間	72,654,260	146,317,375	8,389,209,126
第50計算期間	102,175,643	127,921,817	8,363,462,952
第51計算期間	113,528,691	89,242,391	8,387,749,252
第52計算期間	108,357,361	1,032,848,361	7,463,258,252
第53計算期間	997,092,552	99,426,981	8,360,923,823
第54計算期間	68,366,081	170,882,199	8,258,407,705
第55計算期間	105,394,426	256,653,177	8,107,148,954

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

(単位:円)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,517,040,749	100.00
純資産総額		6,517,040,749	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄 該当事項はありません。 b 全銘柄の種類/業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

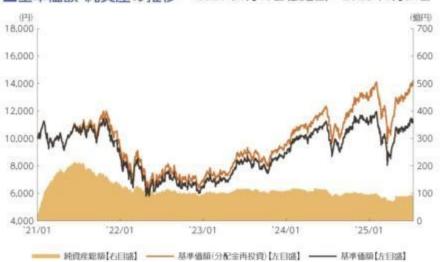
その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2025年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2021年1月19日(設定日)~2025年7月31日



- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,146円
純資産総額	90.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 7月	200円
2025年 6月	100円
2025年 5月	100円
2025年 4月	0円
2025年 3月	0円
2025年 2月	200円
直近1年間累計	1,300円
設定来累計	2,400円
THE RESERVE TO SHARE THE PARTY OF THE PARTY	

分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

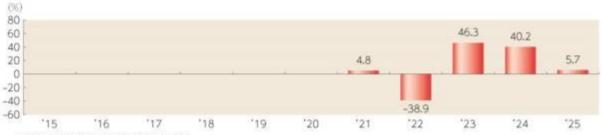
質性構成	LLine
ペイリー・ギフォード・ワールドフィド・ ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド	
ークラスC・炉Y・アキュムレーション	98.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%
コールローン他	
(負債控除後)	1.5%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資 比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれ るため、マイナスとなる場合があります。

-	組入上位銘柄	围·地域	業種	比率
1	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス	6.4%
2	NVIDIA CORP	アメリカ	情報技術	5.8%
3	CLOUDFLARE INC - CLASS A	アメリカ	情報技術	5.1%
4	NETFLIX INC	アメリカ	コミュニケーション・サービス	4.6%
5	ROBLOX CORP -CLASS A	アメリカ	コミュニケーション・サービス	3.8%
6	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	スウェーデン	コミュニケーション・サービス	3.8%
7	SEA LTD-ADR	シンガポール	コミュニケーション・サービス	3,8%
8	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	コミュニケーション・サービス	3.6%
9	COUPANG INC	69 (E)	一般消費財・サービス	3.5%
10	APPLOVIN CORP-CLASS A	アメリカ	情報技術	3.1%

- •比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの資料に基づき作成しています。
 ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権 はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は1月19日(設定日)から年末までの、2025年は年初から7月31日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申认单位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

申込手数料

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものと します。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込みの受付を中止するこ

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

とおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金(解約)手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.ip/

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を

受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 : 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場 (外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価

· 転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情 報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則とし て、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業 者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。

・公社債等

します。

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券 (上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。)

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

投資対象とする外国投資証券については、資金流出入にともない発生する取引費用などによる純資産への影響を軽減するため、資金流出入が純流入の場合は基準価額が上方に、純流出の場合は下方に調整が行われることがあります。

· 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2039年1月25日まで(2021年1月19日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月26日から翌月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計 算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、 またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資証券がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ま す。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに したがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の

変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月(初回は2021年1月)に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の

公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1)収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース (一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(累積投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。 くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年1月28日から2025年7月25日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	前期 [2025年 1月27日現在]	当期 [2025年 7月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	453,749,554	433,812,296
投資証券	9,425,945,026	8,810,511,732
親投資信託受益証券	10,011	10,038
未収利息	5,746	5,534
流動資産合計	9,879,710,337	9,244,339,600
資産合計	9,879,710,337	9,244,339,600
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	167,784,182	162,142,979
未払解約金	54,104,745	44,088,471
未払受託者報酬	285,105	244,704
未払委託者報酬	13,447,423	11,541,911
その他未払費用	28,501	24,459
流動負債合計	235,649,956	218,042,524
負債合計	235,649,956	218,042,524
純資産の部		
元本等		
元本	8,389,209,126	8,107,148,954
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,254,851,255	919,148,122
(分配準備積立金)	1,272,849,357	857,635,246
元本等合計	9,644,060,381	9,026,297,076
純資産合計	9,644,060,381	9,026,297,076
負債純資産合計	9,879,710,337	9,244,339,600

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日	当期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
営業収益		
受取利息	232,037	464,416
有価証券売買等損益	1,728,595,973	95,796,733
営業収益合計	1,728,828,010	96,261,149
三 営業費用		
受託者報酬	1,629,942	1,392,650
委託者報酬	76,878,768	65,686,688
その他費用	162,940	139,204
営業費用合計	78,671,650	67,218,542
営業利益又は営業損失()	1,650,156,360	29,042,607
経常利益又は経常損失()	1,650,156,360	29,042,607
当期純利益又は当期純損失()	1,650,156,360	29,042,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	44,926,804	96,898,816
期首剰余金又は期首欠損金()	344,502,809	1,254,851,255
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,040,651	95,256,516
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	8,251,004	9,344,490
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	24,789,647	85,912,026
剰余金減少額又は欠損金増加額	118,949,240	61,295,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	117,960,938	57,728,751
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	988,302	3,566,768
分配金	608,972,521	495,605,553
期末剰余金又は期末欠損金()	1,254,851,255	919,148,122

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 1.有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価 額で評価しております。 2.その他財務諸表作成のための基礎とファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月25日および7月25日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2025年 1月 なる事項 28日から2025年 7月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

、 財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	CIAMINITATION OF THE PROPERTY		
		前期 [2025年 1月27日現在]	当期 [2025年 7月25日現在]
1.	期首元本額	9,828,100,289円	8,389,209,126円
	期中追加設定元本額	295,958,188円	1,494,914,754円
	期中一部解約元本額	1,734,849,351円	1,776,974,926円
2 .	受益権の総数	8,389,209,126	8,107,148,954口

1	おおれる	(画)全全計	上台書に	問まっ	シナキコト	
•	担分りし	V#II + + = =		IXIO 🗢	(;+=r,)	

· <u> </u>			0,000,200,120	1 <u>-</u>	о, гог, г ю, оо гд
損益及び剰余金計算書に	関する注記 `)			
	<u> 前期</u> 前期			 当期	
自 2024年 7月26日		自 2025	年 1月28日		
至 2025年 1月27日		至 2025	年 7月25日		
1.分配金の計算過程	金の計算過程		1.分配金の計算過程		
第44期			第50期		
2024年 7月26日			2025年 1月28日		
2024年 8月26日			2025年 2月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	円	費用控除後の配当等収益額	Α	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	394,278,228円	収益調整金額	С	375,978,613円
分配準備積立金額	D	733,861,502円	分配準備積立金額	D	1,253,530,224円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,128,139,730円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,629,508,837円
当ファンドの期末残存口数	F	9,782,507,545□	当ファンドの期末残存口数	F	8,363,462,952
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,153円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,948円
1万口当たり分配金額	Н	円	1万口当たり分配金額	Н	200円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	167,269,259円
第45期			第51期		
2024年 8月27日			2025年 2月26日		
2024年 9月25日			2025年 3月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,307円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	394,782,021円	収益調整金額	С	391,756,034円
分配準備積立金額	D	727,337,592円	分配準備積立金額	D	1,074,729,459円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,122,120,920円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,466,485,493円
当ファンドの期末残存口数	F	9,730,305,612□	当ファンドの期末残存口数	F	8,387,749,252□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,153円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,748円
1万口当たり分配金額	Н	円	1万口当たり分配金額	Н	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
第46期 2024年 9月26日			第52期 2025年 3月26日		
2024年10月25日			2025年 4月25日		, <u>.</u>
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	37,338円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	24,752,906円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	380,466,942円	収益調整金額	С	360,876,644円
分配準備積立金額	D	698,386,005円	分配準備積立金額	D	943,964,877円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,103,643,191円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,304,841,521円
当ファンドの期末残存口数	F	9,355,113,471	当ファンドの期末残存口数	F	7,463,258,252□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,179円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,748円
1万口当たり分配金額	Н	100円	1万口当たり分配金額	Н	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	93,551,134円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

<u>言託</u>受益証券)

200円

162,142,979円

					贤告書(内国投資信
	前期 年 7月26日			当期 5年 1月28日	
至 2025	年 1月27日		至 2025	5年 7月25日	
第47期			第53期		
2024年10月26日			2025年 4月26日		
2024年11月25日			2025年 5月26日		1
項目			項目	·	
費用控除後の配当等収益額	A	48,258円	費用控除後の配当等収益額	A	113,149円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	725,578,632円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	364,965,973円	収益調整金額	С	530,076,488円
分配準備積立金額	D	598,036,608円	分配準備積立金額	D	931,708,884円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,688,629,471円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,461,898,521円
当ファンドの期末残存口数	F	8,918,988,058口	当ファンドの期末残存口数	F	8,360,923,823口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,893円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,748円
1万口当たり分配金額	Н	200円	1万口当たり分配金額	Н	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	178,379,761円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,609,238円
第48期		_	第54期		
2024年11月26日			2025年 5月27日		
2024年12月25日			2025年 6月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,383円	費用控除後の配当等収益額	A	63,737円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	249,397,422円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	354,867,109円	収益調整金額	С	530,465,119円
分配準備積立金額	D	1,078,148,443円	分配準備積立金額	D	830,925,160円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,682,457,357円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,361,454,016円
当ファンドの期末残存口数	F	8,462,872,241 🗆	当ファンドの期末残存口数	F	8,258,407,705口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,988円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,648円
1万口当たり分配金額	Н	200円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	169,257,444円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	82,584,077円
第49期			第55期		
2024年12月26日			2025年 6月26日		
2025年 1月27日			2025年 7月25日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	41,246円	費用控除後の配当等収益額	A	83,485円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	302,239,261円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	294,382,048円
収益調整金額	С	361,675,686円	収益調整金額	С	530,134,232円
分配準備積立金額	D	1,138,353,032円	分配準備積立金額	D	725,312,692円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,802,309,225円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,549,912,457円
当ファンドの期末残存口数	F	8,389,209,126口	当ファンドの期末残存口数	F	8,107,148,954口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,148円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,911円
		0000	(エロルナルハ町へき		0000

(金融商品に関する注記)

1万口当たり分配金額

収益分配金金額

1 全融商品の状況に関する	重酒	

Н

I=F*H/10,000

_ 立版回即の小川に関する事項		
区分	前期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日	当期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

200円

167,784,182円

1万口当たり分配金額

収益分配金金額

Н

I=F*H/10,000

区分	前期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日	当期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、市把握しつでまれる各種投資リスクを常時把握しつへの範囲で運用を行った独立した管理担当部また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のも、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

2 並服的加り時間分に対する事項		
区分	前期 [2025年 1月27日現在]	当期 [2025年 7月25日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左
いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2025年 1月27日現在]	当期 [2025年 7月25日現在]	
作生 大只	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資証券	308,536,927	614,098,470	
親投資信託受益証券	2	4	
合計	308,536,929	614,098,474	

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

<u>(口ヨにリ肎報)</u>		
	前期 [2025年 1月27日現在]	当期 [2025年 7月25日現在]
1口当たり純資産額	1.1496円	1.1134円
(1万口当たり純資産額)	(11,496円)	(11,134円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ ターム・グローバル・グロース・ファンド - クラス C ・JPY・アキュムレーション	2,354,458.98	8,810,511,732	
投資証券 合計		2,354,458.98	8,810,511,732	
親投資信託受益 証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,822	10,038	
		9,822	10,038	
合計		2,364,280.98	8,810,521,770	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円) [2025年 7月25日現在] 資産の部 流動資産 コール・ローン 1,439,569,049 現先取引勘定 4,999,815,075 未収利息 18,365 流動資産合計 6,439,402,489 資産合計 6,439,402,489 負債の部 流動負債 未払解約金 462 462 流動負債合計 負債合計 462 純資産の部 元本等 元本 6,301,065,576 剰余金 剰余金又は欠損金() 138,336,451 元本等合計 6,439,402,027 純資産合計 6,439,402,027 負債純資産合計 6,439,402,489

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対昭表に関する注記)

(貸借対照表に関する注記)	[2025年 7月25日現在]
1. 期首	[2025年 7月25日現在] 2025年 1月28日
' · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5,466,965,701円
期中追加設定元本額	63,890,990,038円
期中一部解約元本額	63,056,890,163円
元本の内訳	55,555,555,551,5
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	1,780,435,100円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ < 円コース > (毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ < 米ドルコース > (毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ < ブラジルレアルコース > (毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープー ルファンド>	28,174,036円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(毎月分配型)	9,821円
P I M C O ニューワールド米ドルインカムファンド(毎月分配 型)	9,821円
P I M C O ニューワールドインカムファンド < 豪ドルコース > (毎月分配型)	9,821円
P I M C O ニューワールドインカムファンド < ブラジルレアル コース > (毎月分配型)	9,819円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米 ドルコース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪 ドルコース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ < ブラジルレアルコース > (毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ア ジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ < マネープールファンド >	1,329,181円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	4,850,169円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	4,289,171円
P I M C O ニューワールドインカムファンド < メキシコペソコー ス > (毎月分配型)	9,821円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(年2回分配型)	9,815円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年 2 回分配型)	9,817円
至) PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年 2 回分配型)	9,814円
(〒 2 回 ガ 配 至) P I M C O ニューワールドインカムファンド < ブラジルレアル コース > (年 2 回分配型)	9,813円
PIMCO ニューワールドインカムファンド < メキシコペソコース > (年 2 回分配型)	9,821円
ス・(キャロガ配型) 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メ キシコペソコース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ト ルコリラコース>(毎月分配型)	9,821円
P I M C O ニューワールドインカムファンド < 世界通貨分散コース > (毎月分配型)	9,821円
P I M C O ニューワールドインカムファンド < 世界通貨分散コース > (年 2 回分配型)	9,816円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド < 為替リスク軽減型 > (年 1 回決算 型)	9,829円

	[2025年 7月25日現在]
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円 コース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UF) 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ < 豪ドルコース > (毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ < マ ネープールファンド A >	18,490,839円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド < 米ドルヘッジ型 > (毎月決算型)	9,821円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジ なし>(毎月決算型)	9,821円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド < 米ドルヘッジ型 > (年 1 回決算型)	9,821円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジ なし>(年1回決算型)	9,821円
米国バンクローンファンド < 為替ヘッジあり > (毎月分配型)	9,821円
米国バンクローンファンド < 為替ヘッジなし > (毎月分配型)	9,821円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	98,223円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	98,222円
米国バンクローン・オープン < 為替ヘッジあり > (年 1 回決算型)	98,222円
米国バンクローン・オープン〈為替ヘッジなし〉(年1回決算型)	98,222円
PIMCO インカム戦略ファンド〈円インカム〉(毎月分配型)	9,821円
PIMCO インカム戦略ファンド < 円インカム > (年 2 回分配型)	9,821円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	9,821円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(年2回分 配型)	9,821円
PIMCO インカム戦略ファンド < 世界通貨分散コース > (毎月分配型) PIMCO インカム戦略ファンド < 世界逐歩の表示。	9,821円
PIMCO インカム戦略ファンド < 世界通貨分散コース > (年 2 回分配型)	9,821円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(毎月分配型)	9,821円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	3,388,415,601円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド〈為替ヘッジあり〉(資産成長型)	9,820円
米国バンクローンファンド〈為替ヘッジなし〉(資産成長型)	9,821円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド < 限定為替ヘッジあり > (毎月決算型)	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド < 限定為替へッジあり > (年 2 回決算型)	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド < 為替ヘッジなし > (年 2 回決算型)	9,821円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年) 金)	663,545,282円
わたしの未来設計〈安定重視型〉(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配抑制コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配抑制コース)	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)	983円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983円
<dc>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド</dc>	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
< D C > ベイリー・ギフォード E S G 世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示	9,822円
型) ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド(予想分配金提示	
型)	9,822円
三菱UFJ インド債券オープン(毎月決算型) マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	39,351円 272,812,105円
、ホーノールファン I*(「 U F 3 H / (週俗機関仅具外限化 <i>)</i>	2/2,012,105円

	[2025年 7月25日現在]
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド(毎月分配型)	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン A コース(為替ヘッジ なし)	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	9,821円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	15,031,635円
三菱UFJ <dc>ターゲット・イヤー ファンド 2030</dc>	120,064,717円
合計	6,301,065,576円
2. 受益権の総数	6,301,065,576口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク 等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等 のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。

全融商品の時価等に関する事項

2 並織可加の時間分に対する事項	
区分	[2025年7月25日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券売買目的有価証券は、該当事項はありません。(2)デリバティブ取引デリバティブ取引は、該当事項はありません。(3)上記以外の金融商品
3.金融商品の時価等に関する事項につ	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年 7月25日現在]	
1口当たり純資産額	1.0220円	
(1万口当たり純資産額)	(10,220円)	

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	9,057,007,576
負債総額	52,549,944
純資産総額(-)	9,004,457,632
発行済口数	8,078,824,707□
1口当たり純資産価額(/)	1.1146
(10,000口当たり)	(11,146)

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	6,517,470,140
負債総額	429,391
純資産総額(-)	6,517,040,749
発行済口数	6,376,561,314□
1口当たり純資産価額(/)	1.0220
(10,000口当たり)	(10,220)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容 該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に 対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2025年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を 行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務 執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議 に参加します。

投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境 見通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示され ます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	817	45,719,318
追加型公社債投資信託	16	1,581,576
単位型株式投資信託	80	348,648
単位型公社債投資信託	40	98,312
合 計	953	47,747,854

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示 しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しま した。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	<u>~~</u> 0.0	\#D	~~ AC	<u>(単12:日7円)</u>
	第39 (2024年3月		第40 (2025年3月)	
 (資産の部)	(2021-07)		(2020-07)	
流動資産				
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券	_	15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

	第39	期	第40期 (2025年3月31日現在)	
	(2024年3月3	31日現在)		
(負債の部)				
流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	2	7,523		8,878

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				有価証券報告書(内国投資信託
その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位:百万円)

		(11217)
	第39期	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2)【損益計算書】

	(单位:日万円)
第39期	第40期
(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)

		有価証券報告書(内国投資信託
営業収益		
委託者報酬	98,635	114,618
投資顧問料	3,117	3,645
その他営業収益	148	2
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	101,901	118,266
営業費用		
支払手数料	4 34,494	39,884
広告宣伝費	593	692
公告費	1	0
調査費		
調査費	3,537	4,604
委託調査費	27,296	32,816
事務委託費	1,861	2,486
営業雑経費		
通信費	137	156
印刷費	390	389
協会費	68	88
諸会費	20	23
事務機器関連費	2,531	2,925
その他営業雑経費	139	-
営業費用合計	71,070	84,071
一般管理費		
給料		
役員報酬	400	469
給料・手当	7,202	7,985
賞与引当金繰入	1,182	1,308
役員賞与引当金繰入	175	259
福利厚生費	1,424	1,538
交際費	10	12
旅費交通費	108	132
租税公課	397	478
不動産賃借料	728	644
退職給付費用	381	377
固定資産減価償却費	2,469	2,383
諸経費 	490	1,174
一般管理費合計	14,971	16,765
営業利益	15,859	17,429

			(十四・口/川コ)
	第39期		第40期
	(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業外収益			
受取配当金		54	107
受取利息	4	12	12
投資有価証券償還益		204	29
収益分配金等時効完成分		17	4
受取賃貸料	4	162	214
その他		44	22

			有価証券報	<u> </u>
営業外収益合計		496		390
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
是常利益 経常利益		15,975		17,592
特別利益 特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

(3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

			_	<u> нт • п/лгл/</u>	
	株主資本				
			資本剰余金		
	資本金	資本	その他	資本	
		準備金	資本剰余金	剰余金合計	
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732	
当期変動額					
企業結合による増加					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732	

	利益剰余金					
	利益	その他利	益剰余金	到兴剩个个	株主資本合計	
	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	小工员	
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341	
当期変動額						
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602	
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171	
当期純利益			10,537	10,537	10,537	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計			6,969	6,969	6,969	
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310	

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本				
			資本剰余金		
	資本金	資本	その他	資本	
		準備金	資本剰余金	剰余金合計	
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
別途積立金の取崩					
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732	

	その他利益剰余金		

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342		12,846	13,189	59,921

	評価・換	評価・換算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

5年~50年

器具備品 3年~20年 投資不動産 3年~50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ き計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、 借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

1. 日心国足员庄及0100000000000000000000000000000000000			
	第39期	第40期	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)	
建物	498百万円	682百万円	
器具備品	1,643百万円	2,168百万円	
投資不動産	211百万円	288百万円	

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	2) I sin o least of the colors of the second				
	第39期	第40期			
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)			
預金	39,776百万円	-			
未収収益	12百万円	16百万円			
未払手数料	886百万円	-			
その他未払金	105百万円	43百万円			
未払費用	599百万円	29百万円			

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳

— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	第39期	第40期	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
器具備品	16百万円		-
計	16百万円		-

2. 固定資産売却損の内訳

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

3.固定資産除却損の内訳

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

18百万円

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) 電話加入権 - 15百万円

計 20百万円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

5.減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
場所	用途	種類	金額
東京都港区(本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため 考慮しておりません。

6.企業結合関連費用

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

7.事業譲渡関連損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 5,171百万円 1株当たり配当額 24,440円 基準日 2023年3月31日 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 45,747百万円 配当の原資 利益剰余金 1 株当たり配当額 216,218円 基準日 2024年3月31日 効力発生日 2024年6月27日

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額45,747百万円1株当たり配当額216,218円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

配当金の総額 6,770百万円配当の原資 利益剰余金1 株当たり配当額 31,998円基準日 2025年3月31日効力発生日 2025年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

٠,	'' ' ' ' ' ' '		2371
		第39期	第40期
_		(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	1年内	681百万円	681百万円
	1年超	851百万円	170百万円
_	合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関から の資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(単位:百万円)

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第39期(2024年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)	有価証券	15	15	-
(2)	金銭の信託	10,500	10,500	-
(3)	投資有価証券	13,788	13,788	-
	資産計	24,303	24,303	-

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用 することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	,			
		貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)	現金及び預金	37,354	37,352	1
(2)	有価証券	700	700	-
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	-
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	-
	資産計	49,805	49,803	1

- (注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に 近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資(当事業年度の貸借対照表計上額202百万円)は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金(定期預金)(貸借対照表計上額1,000百万円)の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 (注4)

> 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採 用することにより、当該価額が変動することもあります。

会銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (注5)

第40期(2025年3月31日現在)			(単	单位:百万円)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	1
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレ ベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した

時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 レベル3の時価:

> 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ れらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順

位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	,	時価 (百	5円)	
上 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されてい るため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察 可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しておりま す。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券	-	700	-	700	
金銭の信託	-	1,650	-	1,650	

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)					
运 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
現金及び預金	-	998	-	998		
資産計	-	998	-	998		

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金(定期預金)は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期(2024年3月31日現在)及び第40期(2025年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

⁽注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円)を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は 1,650百万円)及び投資事業有限責任組合等への出資(貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は 202百万円)を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	<u>:</u>		
種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円(その他有価証券のその他31百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万F	9 3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の	79	207
発生額		
退職給付の支払額	300	236
過去勤務費用の発生額	-	-
企業結合による影響額	226	-

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の	227	62
発生額		
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う	-	8
調整額		
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
積立型制度の	2,250 百万円	2,018 百万円
退職給付債務		
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された	1,560	1,654
負債と資産の純額		
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された	1,560	1,654
負債と資産の純額		

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期	第40期		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
勤務費用	182 百万円	180 百万円		
利息費用	39	47		
期待運用収益	43	44		
数理計算上の差異の	29	43		
費用処理額				
過去勤務費用の費用処理額	65	65		
退職給付制度の統合に係る	34	-		
調整額				
その他	2	0		
確定給付制度に係る	251	204		
退職給付費用				

⁽注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制 度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
割引率	1.39 ~ 1.41%	2.07~2.11%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期	第40期
(B 37 7) A 300 -	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第39期(2024年3月31日現在)及び第40期(2025年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期(自2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた め、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払金	105 百万円
親会	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種类		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
新会社	:	東京都千代田区	2,141,513 百万円		被所有 直接 100.0%	グループ通算制度 度 経営管理 役員の兼任	グループ通 算制度 第 領 (注1) 経営 (注2) (注4)	42 百万円 508 百万円		43 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
 - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

- 3.投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4.経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	~~~~ ( m -				. 0, 30.	• • •				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	TO#01		/ J · H · 土		10/30.	<u> </u>				
種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社		東京都 千代田 区	324,279 百万円		なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
を持つ会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
社を持つ会社						取引銀行	コーラブル 預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円

同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	8,404	未払手数料	1,572
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	百万円		百万円
の	スタンレー	X				投資信託に係る	行手数料			
親	証券(株)					事務代行の委託	の支払			
会						等	(注1)			
社										
を										
持										
7										
会										
社										

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案 して決定しております。
  - 2.投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
  - 3.預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
  - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

#### (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日	第40期 (自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円	
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円	

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

- : : :						
	第39期	第40期				
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日				
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)				
当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359				
普通株主に帰属しない金額						
(百万円)	-	-				
普通株式に係る当期純利益金額	10,537	11,359				
(百万円)	10,537	11,339				
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581				

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2025年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

)販売会社			
名称	資本金の額 (2025年3月	月末現在)	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,771,093	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149	百万円	銀行業務を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証   券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会   社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	135,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。

マネックス証券株式会社	13,195	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	百万円	│金融商品取引法に定める第一種金 │融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	百万円	金融商品取引法に定める第一種金   融商品取引業を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。(2025年7月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

#### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

ノブノーについては、コロ弁約時に6.	ひしての「の自然が近山とれてのうよう。
提出年月日	提出書類
2025年 2月10日	臨時報告書
2025年 4月25日	有価証券届出書
2025年 4月25日	有価証券報告書
2025年 5月12日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

# 有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社 員   業務執 行社員	公認会計士	鶴	見	将	史
指定有限責任社 員 業務執 行社員	公認会計士	田	嶋	大	<b>±</b>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

#### 独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員 公認会計士 西鄉 篤 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)の2025年1月28日から2025年7月 25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について 監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)の2025年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、 財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記

載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。